

○燕市「広報つばめ」広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、燕市広告掲載取扱要綱(平成19年燕市告示第195号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、燕市が発行する「広報つばめ」(以下「広報紙」という。)に広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の大きさ及び掲載位置)

第2条 広告の大きさは、縦45.5ミリメートルかつ横82.0ミリメートル(以下「1枠」という。)、縦45.5ミリメートルかつ横169.0ミリメートル(以下「合併枠」という。)、縦170.0ミリメートルかつ横169.0ミリメートル(以下「大判」という。)の3種類とする。

2 広告の掲載位置は、広報紙のくらしの鍵情報及び裏表紙の市長が指定した位置とする。

(広告掲載料)

第3条 1回当たりの広告掲載料は、次のとおりとする。

掲載位置	1枠	合併枠	大枠
くらしの鍵情報	15,000円	30,000円	100,000円
裏表紙	20,000円	40,000円	—

2 同一年度内において4枠掲載するたびに、4枠目の広告掲載料は、当該4枠分の広告掲載料の合計金額の10パーセント分を減じた額とする。この場合において、合併枠は、2枠と数えるものとする。

(広告の掲載回数)

第4条 広告の掲載回数の指定は、1回単位とし、同一年度内において最長12回とする。

(広告の掲載枠数)

第5条 広告を掲載する枠数は、市長が指定する。

(広告掲載の募集方法)

第6条 市長は、広報紙への広告を掲載しようとする者(以下「申込者」とい

う。)を募集する場合は、広報紙又は燕市ホームページで公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 申込者は、燕市「広報つばめ」広告掲載申込書(様式第1号)に、必要な資料を添えて、市長が定める期限までに市長に提出しなければならない。

2 同一申込者が申し込むことができる広告は、広報発行1回につき1件限りとする。ただし、枠数に満たない場合は、この限りでない。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による広告掲載の申込みがあったときは、速やかに当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、掲載申込みのあった広告が予定の枠数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。この場合において、順序が同じ広告が複数あるときは、掲載希望回数の多いものを先順序とする。

(1) 国、地方公共団体、公団、公社、公益的法人その他の非営利団体

(2) 民間企業のうち、電気、ガス、公共交通、医療、教育、文化、報道その他の公共性を有する企業

(3) 市内に事業所を有する民間企業又は自営業者

(4) 前3号に掲げる以外のもの

3 前項の規定にかかわらず、申込者が広告掲載を希望する最初の発行日前の12箇月間において、既に12回を超えて広告を掲載している場合は、前項第4号の次の順序とみなす。

4 前2項の規定によっても、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

5 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、申込者に対し、その決定の内容を燕市「広報つばめ」広告(掲載・非掲載)決定通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

6 前項の規定により広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに掲載しようとする広告の版下原稿

(市が指定する電子媒体データ又は紙媒体をいう。以下同じ)を市長に提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告内容等の変更)

第10条 市長は、広告の内容、デザイン等が要綱若しくはこの告示に違反し、又は適当でないと認める場合は、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告主への催告その他の手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定期日までに広告の版下原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適切でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとし、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告の変更)

第12条 広告主は、広告の掲載決定期間内において1回の発行を単位として、広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合は、変更しようとする広報紙の発行日の1月前までに、燕市「広報つばめ」掲載広告変更申込書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(広告掲載の取りやめ)

第13条 広告主は、広告の掲載を取りやめようとする場合は、広告掲載を取

りやめようとする広報紙の発行日の1月前までに市長に燕市「広報つばめ」広告掲載取りやめ申出書(様式第4号)を提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申出書の提出があった場合は、広告の掲載決定期間における未発行の広報紙への広告を掲載しない。
- 3 市長は、前項の規定により広告を掲載しなかった場合で、広告の掲載決定期間内の未掲載の回数が3回以上あるときは、当該回数から2回を減じた回数に応じ、広告掲載料を返還するものとする。
- 4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第14条 市長は、広告の掲載決定期間中に、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなった場合は、広告の掲載決定期間内の未掲載の回数に応じ、広告掲載料を返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広報紙に掲載された広告についての一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを市長に対して保証しなければならない。
- 3 広告主は、第三者から広告等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 4 広告主は、第8条の規定により決定を受けた広報紙への広告掲載の権利を他に譲渡してはならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、広報紙の広告掲載に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年1月18日告示第8号)

この告示は、平成20年2月1日から施行する。

附 則(平成20年11月28日告示第346号)

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年1月30日告示第20号)

この告示は、平成21年2月1日から施行し、平成21年4月1日発行の広報紙掲載分から適用する。

附 則(平成23年1月13日告示第7号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年2月1日告示第22号)

この告示は、令和3年2月1日から施行する。